

# 青森県報

号外第八十四号

令和五年  
十一月八日  
(水曜日)

## 目次

○大規模小売店舗の変更の届出	（商工政策課）	一
○右	同	二
○右	同	三
○右	同	四
○右	同	五
○右	同	五
○右	同	六
○右	同	七
○右	同	九

## 公 告

### 大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ五所川原

五所川原市大字唐笠柳字藤巻六二〇の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麹町五丁目一の一

代表取締役 織田寛明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

変更後

変更年月日

DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変更なし	
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更なし	
株式会社西松屋チェーン 兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一 代表取締役 大村浩一	株式会社ラグノオサトキ 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	令和 五・四・一
株式会社セリア 岐阜県大垣市外濶二丁目三八 代表取締役 河合映治	変更なし	
株式会社ツルハ 札幌市東区北二十四条東二〇丁目一の二一 代表取締役 八幡政浩	変更なし	

四 届出年月日

令和五年十月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和五年十一月八日から令和六年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年三月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ黒石

黒石市富士見一〇九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

芙蓉総合リース株式会社

東京都千代田区麴町五丁目一の一

代表取締役 織田寛明

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 日
DCM株式会社 東京都品川区南大井六丁目二二の七 代表取締役 石黒靖規	変更なし	令和五・四・一
株式会社ユニバース 八戸市大字長苗代字前田八三の一 代表取締役 三浦建彦	変更なし	令和五・四・一
成田孝之 弘前市大字親方町一八の三	変更なし	令和五・四・一
株式会社横浜ファーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 大久保勝之	変更なし	令和五・四・一
株式会社NHCC 愛知県名古屋市中村区名駅二丁目三五の二二 代表取締役 鈴木貞男	変更なし	令和五・四・一
株式会社チヨダ 東京都杉並区荻窪四丁目三〇の一 代表取締役 町野雅俊	変更なし	令和五・四・一
株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野靖二	変更なし	令和五・四・一

株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 内山誠一	株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 阪本敏之	令和 五・五・二
株式会社トータル・リユース 岩手県釜石市上中島町二丁目二の三三 代表取締役 伊瀬幸郎	変更なし	
大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二 代表取締役 伊藤光博	変更なし	
工藤久敦 弘前市大字泉野三丁目四の一	変更なし	

四 届出年月日

令和五年十月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び黒石市役所

2 期間

令和五年十一月八日から令和六年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、黒石市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

1 提出期限

令和六年三月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ十和田南

十和田市東五番町一三九の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 久井大樹	令和 五・四・一

三 届出年月日

令和五年十月二十日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び十和田市役所

2 期間

令和五年十一月八日から令和六年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年三月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
シンフォニープラザ沼館

八戸市沼館四丁目の一〇一外

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

三菱HCキャピタル株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目五の  
一  
代表取締役 柳井隆博

変更後

三菱HCキャピタル株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目五の  
一  
代表取締役 久井大樹

変更  
年月日

令和  
五・四・一

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前

大和ハウスリアルティマネジメン  
ト株式会社  
東京都千代田区飯田橋二丁目一八  
の二  
代表取締役 伊藤光博

変更後

変更なし

変更  
年月日

株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 遠藤義行	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	令和 五・六・五
--	---	-------------

四 届出年月日

令和五年十月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁

2 期間

令和五年十一月八日から令和六年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年三月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

洋服の青山ダイソー&アオヤマー〇〇円プラザ弘前店

弘前市大字早稲田四丁目五の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 柳井隆博	三菱HCキャピタル株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目五の 一 代表取締役 久井大樹	令和 五・四・一

三 届出年月日

令和五年十月二十日

四 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和五年十一月八日から令和六年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

五 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年三月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングパークむつ  
 むつ市中央一丁目一四九外  
 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	有限会社コンソ むつ市金谷二丁目一六の一 代表取締役 紺野健治	変更なし	変更年月日
変更前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 遠藤義行	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 代表取締役 高橋淳	令和五・六・一五
変更前	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 大久保勝之	変更なし	
変更前	大和ハウスリアルティマネジメン ト株式会社 東京都千代田区飯田橋二丁目一八 の二 代表取締役 伊藤光博	変更なし	

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 遠藤義行	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	令和五・六・一五
変更前	株式会社横浜フアーマシー 弘前市大字末広二丁目二の一〇 代表取締役 大久保勝之	変更なし	
変更前	株式会社オーランド・アセット の宮城県柴田郡大河原町字新東二六 の 代表取締役 小島俊夫	変更なし	

株式会社しまむら 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一 丁目六〇二の一 代表取締役 鈴木誠	変更なし
---	------

四 届出年月日  
令和五年十月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及びむつ市役所

2 期間

令和五年十一月八日から令和六年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、むつ市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

令和六年三月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規

模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ八戸白銀店  
八戸市大字白銀町字右新井田道一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
JA三井リース建物株式会社  
東京都中央区銀座八丁目一三の一  
代表取締役 工藤真樹
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 遠藤義行	株式会社デンコードー 宮城県名取市上余田字千刈田三〇 八 代表取締役 高橋淳	令和 五・六・二五

- 四 届出年月日  
令和五年十月二十日
- 五 届出書の縦覧  
1 場所  
青森県商工労働部商工政策課及び八戸市庁
- 2 期間  
令和五年十一月八日から令和六年三月八日まで
- 3 時間  
午前八時三十分から午後五時十五分まで  
ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持

のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

- 1 提出期限  
令和六年三月八日
- 2 提出先  
青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

- (一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
- (二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ドリームタウンALi  
青森市浜田三丁目一の一外
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
みずほ信託銀行株式会社  
東京都千代田区丸の内一丁目三の三  
代表取締役 梅田圭
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所又は名称及び住所並びに代表者の氏名

青森市奥野一丁目二の一八	平野佳奈子	変更なし		令和 五・五・三
青森市新町二丁目二の五	株式会社RAINBOW 代表取締役 夏目秀人	変更なし		
東京都中央区築地五丁目六の四	トリンプ・インターナショナル・ ジャパン株式会社 代表取締役 ヴァンサン・ネリアス	変更なし		
東京都渋谷区神南一丁目一の一の五	株式会社エービーシー・マート 代表取締役 野口実	変更なし		
兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一	株式会社アルカスインターナショナル 代表取締役 内山誠一	株式会社アルカスインターナショナル 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八の一 代表取締役 阪本敏之		
八戸市大字廿三日町二	ワイエス株式会社 代表取締役 吉田誠夫	変更なし		
茨城県つくば市小野崎二六〇の一	株式会社ライトオン 代表取締役 藤原祐介	変更なし		
山口県山口市佐山一〇七一一の一	株式会社ユニクロ 代表取締役 柳井正	変更なし		
広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四	株式会社大創産業 代表取締役 矢野靖二	変更なし		
青森県福山市王子町一丁目三の五	青山商事株式会社 代表取締役 青山理	変更なし		変更 年月日

青森市小柳五丁目一八の六	株式会社ミルク 代表取締役 工藤成祥	変更なし	
東京都目黒区青葉台二丁目一九の一〇	株式会社ドン・キホーテ 代表取締役 吉田直樹	変更なし	
青森市松原三丁目五の一五	有限会社H.A.L 代表取締役 保木明彦	変更なし	
東京都品川区西五反田二丁目二の三	株式会社ポラ 代表取締役 竹永美紀（及川美紀）	変更なし	
山形県山形市北區幸町二の八	株式会社ストライプインターナショナル 代表取締役 立花隆央	株式会社ストライプインターナショナル 山形県山形市北區幸町二の八 代表取締役 川部将士	令和 五・三・一
山形県山形市佐山一〇七一一の一	株式会社ジーユー 代表取締役 柚木治	変更なし	

四 届出年月日

令和五年十月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び青森市役所

2 期間

令和五年十一月八日から令和六年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ



る。

1 提出期限

令和六年三月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和五年十一月八日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ五所川原店

五所川原市大字唐笠柳字藤巻五四六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

東京都千代田区飯田橋二丁目一八の二

代表取締役 伊藤光博

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

変 更 後

年月日

株式会社デンコードー  
宮城県名取市上余田字千刈田三〇  
八  
代表取締役 遠藤義行

株式会社デンコードー  
宮城県名取市上余田字千刈田三〇  
八  
代表取締役 高橋淳

令和  
五・六・二五

四 届出年月日

令和五年十月二十日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び五所川原市役所

2 期間

令和五年十一月八日から令和六年三月八日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、五所川原市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができ

る。

1 提出期限

令和六年三月八日

2 提出先

青森県商工労働部商工政策課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭